

貸出担当	返却担当
/	/
印	印

南あわじ市レンタサイクル利用申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

南あわじ市レンタサイクル利用規則第2条の規定により、レンタサイクルの利用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。なお、利用に当っては、南あわじ市陸の港西淡条例及び南あわじ市陸の港西淡条例施行規則等の規程を遵守します。

申請者 (利用者代表)	住所	〒		
	(ふりがな) 氏名		電話番号	自宅 - - 携帯 - -
	生年月日	年 月 日	保護者名	
利用区分	日数	<input type="checkbox"/> 1日（4時間未満 ・ 4時間以上） <input type="checkbox"/> 2日 <input type="checkbox"/> 3日		
	自転車	<input type="checkbox"/> 電動アシスト自転車 <input type="checkbox"/> クロスバイク <input type="checkbox"/> 子供用自転車 <input type="checkbox"/> 電動シティサイクル <input type="checkbox"/> シティサイクル		
	ヘルメット	<input type="checkbox"/> ヘルメットを利用する <input type="checkbox"/> ヘルメットを利用しない <input type="checkbox"/> 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化された旨説明を受けた		
利用開始時間		年 月 日	午前・午後	時 分
利用終了時間		年 月 日	午前・午後	時 分
利用目的		<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> ビジネス <input type="checkbox"/> その他（ ）		
利用料の額		円 (@ ×) No.		
住所又は勤務先等の 確認方法		<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
※自転車を返却できる時間は、午前8時から午後6時までです。 返却時間を過ぎると、追加料金をいただきますので、あらかじめご了承ください。				

備考

- 1 太枠の中を記入してください。
- 2 □については、該当する者に✓印を記入してください。
- 3 太線枠内の申請内容を確認の上、提出してください。
- 4 利用者の保護者の欄は、利用者が中学生又は小学生である場合は必ず記入してください。
- 5 団体利用の方は、代表者の方が表面を記入し、他の方は裏面を記入してください。

（裏面もあります）

氏名	住所・携帯電話番号	生年月日	年齢	性別
	住所：		歳	男・女
	携帯TEL：			
	住所：		歳	男・女
	携帯TEL：			
	住所：		歳	男・女
	携帯TEL：			
	住所：		歳	男・女
	携帯TEL：			
	住所：		歳	男・女
	携帯TEL：			

誓約書

南あわじ市長 様

私（私たち）は、南あわじ市レンタサイクルの利用において、以下の事項を厳守することを誓約します。

- ① 道路交通法その他の関係処方を遵守し、レンタサイクルを運転します。
- ② 私の故意または過失に起因する自他の人身・物損事故の賠償責任は、すべて私が負います。
- ③ 私の故意または過失に起因する施設・機材・車両の損害、物品の紛失は、すべて私が弁償します。
- ④ 貸出し時にレンタサイクルに不備がないことを確認し、貸出中は、自己の責めにおいてレンタサイクルの維持管理を行います。

なお、返却時に貸出し確認で無かった損傷等が見受けられた場合は、すべて私が弁償します（ただし、管理者の承認を得たときは除きます。）。

- ⑤ レンタサイクルの利用に当たり、加入されている保険会社への氏名等の提供について同意します。
- ⑥ 別紙の「利用規約」、「注意事項」を遵守し、安全に運転してレンタサイクルを利用します。
- ⑦ その他利用中に発生した事故、トラブルについては、すべて自己の責任において対応します。

年 月 日

署名 _____

※団体の方は代表者が代表して、誓約します。

レンタサイクル利用上の注意

南あわじ市レンタサイクルは、皆様のご協力により運営されます。ルールを守り、適正に利用してください。

- 1 申請書に虚偽の記載をしたり、不正使用した場合、利用の承認を取り消します。
- 2 使用する前に、各自で安全点検を行ってください。
- 3 利用期間中の自転車の管理は各自で適正に行ってください。
- 4 利用期間中に起きた事故等については、市は一切責任を負いません。
- 5 自転車が故障したときは、速やかに返却してください。返却が困難な場合は、管理者に連絡し、指示に従ってください。利用者が独自に修理した場合の修理代等はお支払できません。
- 6 利用時間は必ずお守りください。
- 7 利用時間を過ぎ返却しない場合、使用中であっても自転車を回収し、以後の利用をお断りする場合があります。また、それまでの利用料金についてもお支払いいただきます。
- 8 条例等に違反して利用したときは、法的措置をとらせていただく場合があります。